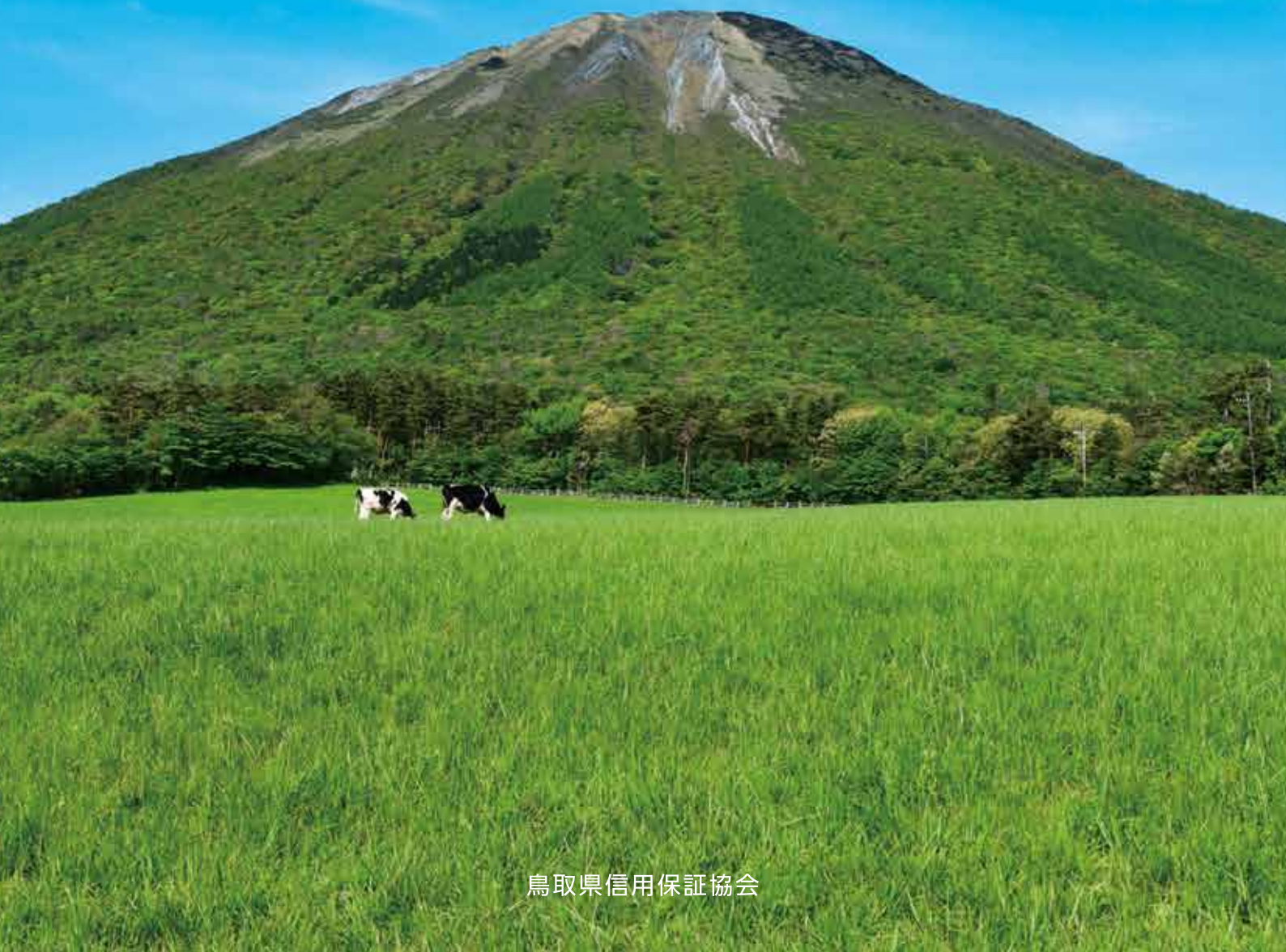


令和8年度版

信用保証協会 レポート

TOTTORI GUARANTEE
REPORT 2026

育てます小さな信用
守ります大きな信用



CONTENTS

ごあいさつ 1

信用保証協会とは 2

根拠法・目的・業務	2
信用保証制度の仕組み	3
信用保険制度の仕組み	4
信用補完制度の仕組み	4

鳥取県信用保証協会の概要 5

沿革	5
プロフィール	5
機構と主な事務分掌	6

信用保証のご利用にあたって 7

ご利用いただける方	7
ご利用いただけない方	7
信用保証の内容と条件	8
信用保証料	9

保証制度のご案内 10

当協会の主な取り組み 11

広報活動について 13

信用保証の動向 15

保証承諾	15
保証債務残高	17
代位弁済	18
市町村別保証承諾・残高・代位弁済	20

令和7年度事業報告 21

事業概況	21
収支計算書	22
貸借対照表	23
財産目録	23
基本財産	24

中期事業計画・年度経営計画 25

計画の策定について	25
中期事業計画（令和6年度～令和8年度）	25
年度経営計画（令和8年度）	26

個人情報保護への取り組みについて 27

コンプライアンス体制について 28

反社会的勢力排除宣言 28

担当区域と事務所位置略図 29

ごあいさつ

平素より鳥取県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび「令和8年度版 鳥取県信用保証協会レポート」を作成いたしました。ぜひご一読いただき、これまで以上に当協会にご関心を持っていただき、取り組みに対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、昨年度は、いわゆる「コロナ融資」の償還開始のピークを迎え、また、物価高騰、円安、長期金利上昇など、事業者の皆さまを取り巻く環境が大きく変化した1年でありました。変化の度合いも年々速く厳しくなっているように感じられます。人口減少が急激に進み、消費者の嗜好も変わっていく中、事業者の皆さんは、原材料高騰、働き手不足や賃上げによる人件費上昇などに直面されています。さらに今年度は、中東情勢を受け、資材や原材料の入手が難しくなるなどの甚大な影響が顕在化してきています。その一方で、政府の地域未来戦略を背景とした地域の産業クラスター形成やデジタル技術の活用など、新たな成長機会も生まれてきています。

このような状況や、手形払や代金決定に関する法制度の変更などを踏まえ、当協会も地域における金融仲介機能を果たすべく、事業者の皆さまに寄り添い、課題への早期対応・支援につながる取り組みを強化してきています。

当協会では、新たな独自の保証制度として5月に「マックスアップ（取引円滑化当座貸越（貸付専用型）根保証制度）」を創設しました。保証に際しての要件緩和を行った「強小プラス（小規模事業者カードローン保証制度）」と併せ、事業者の皆さまに寄り添い、必要な資金をタイムリーに提供・サポートします。また、昨年度は、当協会が派遣する専門家「メソッドアドバイザー」制度を多くの事業者の皆さまに利用していただきましたが、今年度も引き続き経営支援に力を入れてまいります。

今後も、金融機関、関係各機関、行政などともより一層連携をとらせていただき、電子申込の推進など業務の効率化も進めながら、事業者の皆さまに寄り添った金融と経営のダブル支援を心がけてまいります。引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

鳥取県信用保証協会
会長 亀井一賀

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金を調達される際に「公的な保証人」となって借入をスムーズにし、経営上の相談や課題解決、情報提供といった多様なニーズにお応えして中小企業の経営基盤の強化に寄与する信用保証協会法に基づく公的機関です。

鳥取県信用保証協会の経営理念

わたしたちは、中小企業の多様なニーズに積極的に対応し、
経営の安定と成長をサポートすることにより、
地域経済の活力ある発展に貢献します。

＜ パーパス ＞

『育てます小さな信用 守ります大きな信用』

根拠法・目的・業務

根拠法

信用保証協会法
(昭和28年8月10日法律第196号)

主務大臣)内閣総理大臣

(金融庁長官…法50条の1に基づく権限の委任)

経済産業大臣

(地方支分部局…法50条の2に基づく権限の委任)

目 的

「中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

(鳥取県信用保証協会定款第1条)

業 務

信用保証協会は、上記の目的を達成するために次の業務を行っています。

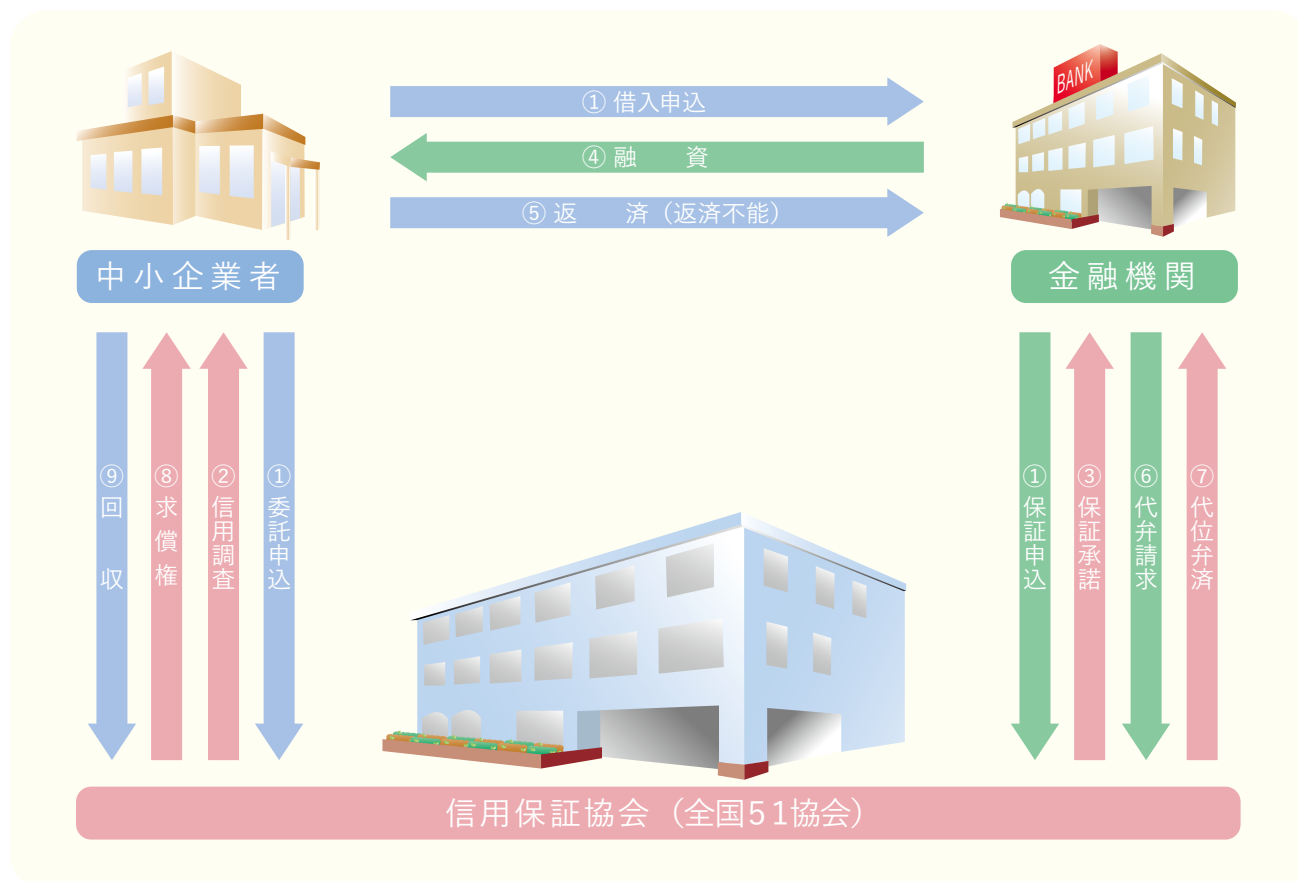
- ①中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受けることにより金融機関に対して負担する債務の保証
- ②中小企業者等が発行する社債(私募によるものに限る。)のうち、銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ③前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

なお、保証協会では、従来より中小企業者等に対する経営支援を行って参りましたが、平成30年4月1日施行の信用保証協会法一部改正により、「債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言、その他支援」、いわゆる経営支援業務が保証協会の本来業務として上記③の業務に明記されました。

また、これらの業務を行うにあたっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、金融機関と連携を図ることも明記されています。

信用保証制度の仕組み

現在、信用保証協会は、各都道府県を単位として47協会、市を単位として4協会、全国であわせて51の協会が設けられており、信用保証制度の仕組みは次のとおりとなっています。



①信用保証のお申し込みは、融資を申し込まれた金融機関を経由して頂くのが一般的ですが、商工団体及び信用保証協会の各営業所に直接お申し込み頂く方法もあります。

②事業内容、資金の妥当性、返済能力、将来性、人的信用力等を中心に信用調査を行い、保証の諾否を決定します。

③保証の承諾を決定した場合は、信用保証書を発行します。

④金融機関から融資が実行されます。

⑤融資条件に従って、金融機関にご返済をして頂きます。

⑥万一、返済不能にいたる事故が生じた場合には、金融機関は信用保証協会に弁済の請求をします。

⑦信用保証協会が代わって金融機関に弁済します。これを「代位弁済」といいます。

⑧代位弁済を行うことにより、金融機関の有していた債権が信用保証協会に移転し、信用保証協会が求償権を取得します。

⑨以後、信用保証協会に返済して頂きます。

信用保険制度の仕組み

信用保証制度を補うものとして信用保険制度があります。

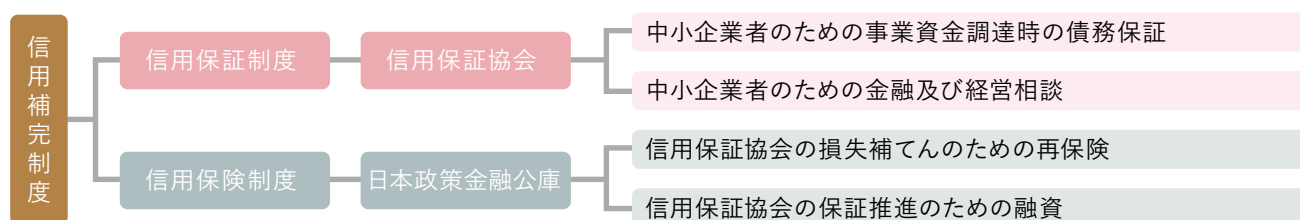
昭和33年、政府出資により、信用保険業務と信用保証協会への保証原資の貸付業務を行うことを目的に、中小企業信用保険公庫が設立され制度の運営にあたってきましたが、現在は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が業務を継承しています。

信用保険制度の主な仕組みは次のとおりです。



信用補完制度の仕組み

このように、信用保証協会の行う信用保証制度と、公庫の行う信用保険制度とは相互に一体的に機能しており、これを合わせて信用補完制度といいます。



鳥取県信用保証協会の概要

沿革

- 昭和23年12月25日
社団法人鳥取県信用保証協会設立認可
- 昭和24年1月17日
社団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年2月6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立認可
- 昭和26年4月6日
財団法人鳥取県信用保証協会設立登記
- 昭和26年5月31日
社団法人鳥取県信用保証協会解散
- 昭和26年6月1日
財団法人鳥取県信用保証協会業務開始
- 昭和29年3月26日
信用保証協会法による組織変更認可
- 昭和30年11月1日
米子商工会議所内に米子連絡所開設
- 昭和34年8月1日
倉吉商工会議所内に倉吉連絡所開設
- 昭和36年11月1日
米子支所設立
- 昭和43年11月30日
倉吉支所設立
- 昭和44年8月1日
境港商工会議所内に米子支所境港連絡所開設
- 昭和53年4月15日
米子支所事務所移転
- 昭和55年4月13日
鳥取本所事務所移転
- 平成8年9月30日
米子支所事務所移転
- 平成17年3月31日
境港連絡所廃止
- 平成21年1月13日
鳥取本所事務所移転
- 令和7年7月1日
倉吉支所を倉吉営業所、米子支所を米子営業所へ名称変更

プロフィール

基本財産

13,430,761千円

{(基金) 4,536,645千円
{(基金準備金) 8,894,116千円

職員 53名

本所 33名

倉吉営業所 7名

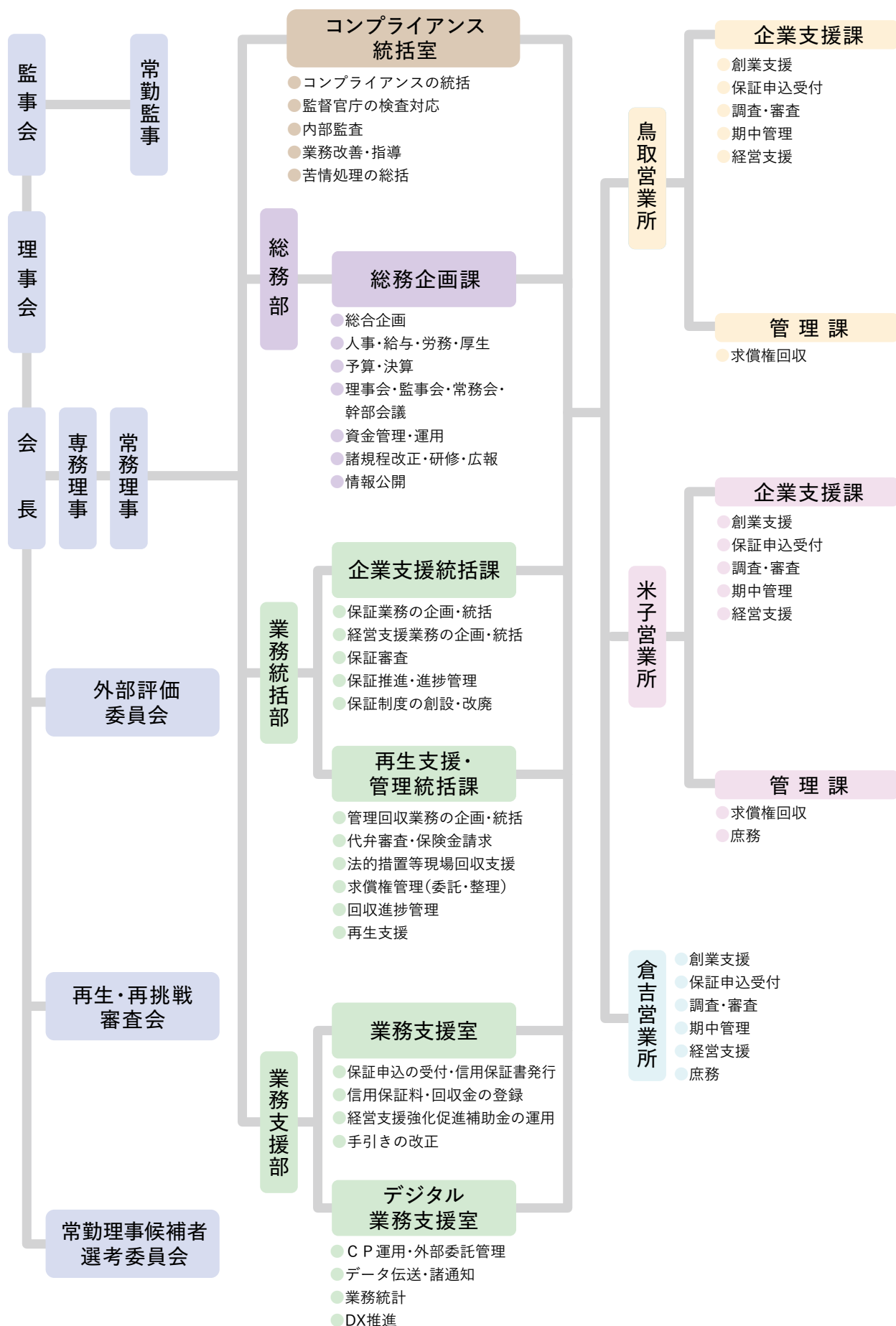
米子営業所 13名

役員 理事 17名／監事 3名

(令和8年6月1日時点)

会長	亀井 一 賀 常 勤
専務理事	三 木 雅 夫 常 勤
常務理事	浜 田 貴 之 常 勤
理 事	佐々木 徹 鳥取県商工労働部部長
同	羽 場 恭 一 鳥取県市長会鳥取市副市長
同	上 川 元 張 鳥取県町村会若桜町町長
同	西 垣 豪 鳥取商工会議所副会頭
同	大 田 英 二 倉吉商工会議所会頭
同	坂 内 和 孝 米子商工会議所副会頭
同	三 輪 陽 通 境港商工会議所会頭
同	馬野 慎一郎 鳥取県商工会連合会会長
同	岩 崎 陽 一 鳥取県中小企業団体中央会会長
同	入 江 到 鳥取銀行代表取締役頭取
同	吉岡 佐和子 山陰合同銀行代表取締役専務執行役員
同	田 村 博 信 鳥取県信用金庫協会会長
同	西 村 教 子 公立鳥取環境大学経営学部教授
同	青 木 由 紀 子 鳥取県商工会女性部連合会会長
監 事	野 津 和 彦 常 勤
同	米 田 由 起 枝 税理士
同	岸 田 和 久 弁護士

機構と主な事務分掌



信用保証のご利用にあたって

ご利用いただける方

所在地

個人の場合は住居または事業所のいずれかを、法人の場合は本店または事業所等のいずれかを鳥取県内に有し、事業を営んでいることが必要です。

企業規模

資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次表に該当する場合にご利用いただけます。

業 種	資 本 金	従業員数
製造業等※	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※運送業、建設業、不動産業等を含みます。

特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、常時使用する従業員数が該当していることが要件です。

業 種

農業、林業、漁業のほか、金融業、保険業、サービス業の一部で保証対象とならない業種があります。

許 認 可

免許、許可、認可、登録、届出等を要する事業については、適法に許認可等を受けていることが必要です。

ご利用いただけない方

- ※ 手形交換所又は電子債権記録機関で取引停止処分を受けている方、又はその第二会社
- ※ 不渡りとなった手形の振出人又は引受人で、その処理が未了の方
(電子記録債権の支払不能処分を含む)
- ※ 信用保証協会で代位弁済をしている方
(ただし、一定の要件に該当すれば保証が可能な場合があります。)
- ※ 信用保証協会の求償権の保証人で債務履行をしていない方
- ※ 保証付融資の延滞等、保証実績の不良な方およびその保証人
- ※ 保証申込に際して、金融斡旋屋等の第三者が介在している方
- ※ 反社会的勢力等に該当する方
- ※ その他、中小企業信用保険法の適用を受けることができない方
- ※ 虚偽の申告をして保証を受けようとした方

信用保証の内容と条件

保証限度額

個人・法人	2億8千万円
組合	4億8千万円

一企業者の保証の限度額は、各制度を合算したものです。(他県の信用保証協会のご利用残高も含みます。)

この他、上記の限度額とは別枠で扱える保証もありますので、詳しくは当協会各営業所にお問い合わせください。

資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限られます。(生活資金など事業に関係のない資金は対象となりません。)

保証期間

それぞれの制度により定めがありますが、最長20年まで利用できる制度もあります。

担保

必要に応じて提供をお願いしています。

※信用保証協会に担保を設定していただく場合には、登録免許税が租税特別措置法により通常の4/1000から2/1000に軽減されています。

連帯保証人

連帯保証人は必要となる場合がありますが、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。

＜経営者保証を不要とする保証の取扱いについて＞

次表いずれかの取扱いに該当する場合、経営者保証を不要とする(連帯保証人を徴求しない)取扱いができる可能性があります。

1. 金融機関との連携等により経営者保証を不要とする取扱い(信用保証料の上乗せなし)

通称	要件
金融機関連携型	・以下のいずれかに該当する法人の場合、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。 (1) 取扱金融機関において、信用保証協会の保証を付さない、経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある(もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う)。 (2) 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」。 (3) 法人と経営者の一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している。
財務要件型	・直近決算期において一定の財務要件を満たしている。〔財務要件型無保証人保証制度〕でのご利用となります。
担保充足型	・法人又は経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている。

2. 経営者保証を提供しないことを選択できる制度(信用保証料の上乗せあり)

要件
・以下のいずれにも該当する法人の場合、信用保証料率の引上げを条件に経営者保証を提供しないことを選択できる「事業者選択型経営者保証非提供制度」が利用できます。 (1) 過去2年間に於いて、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出していること。 (2) 直近の決算期において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと。 ①直近の決算において債務超過でない。 ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない。 (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。 ①保証申込後においても、決算書等を取扱金融機関の求めに応じて提出すること。 ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと。 (5) 信用保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること。

信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者の方には、信用保証の利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失補てんの経費等、信用保証制度を運営するうえで必要な費用に充当するものです。なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料・斡旋料等一切いただいておりません。

リスク考慮型信用保証料率

信用保証料は、信用保証制度創設から長年の間、保証制度ごとに一律に定められていましたが、平成18年度より中小企業者の経営状況を踏まえた9区分に弾力化しています。

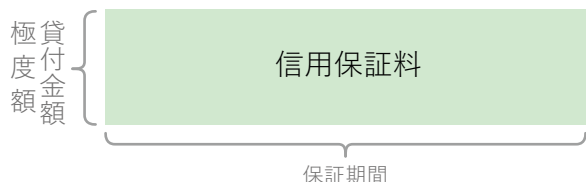
信用保証料率区分

お客さまの信用保証料率区分を決定する際の財務内容の総合的評価は、「中小企業信用リスク情報データベース(CRD)」を利用しています。

※中小企業信用リスク情報データベースとは、平成13年3月、経済産業省が中心となって、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として創設された中小企業に関する日本最大のデータベースです。
(蓄積されたデータは匿名であり、個々の企業を特定したデータベースではありません。)

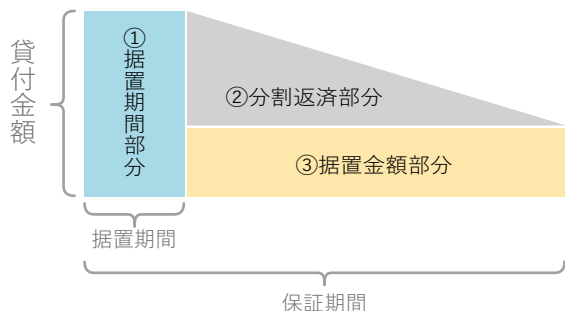
信用保証料の計算方法

①返済方法が一括返済及び根保証等(手形貸付、カードローンなど)の場合



$$\begin{aligned} \text{信用保証料(円)} = & \\ & \text{貸付金額(円)} \times \text{信用保証料率(\%)} \times \\ & \text{保証期間(月)} \times 1/12 (\text{円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

②返済方法が分割返済の場合



据置期間・据置金額部分のない分割返済の場合…②
据置期間部分のある分割返済の場合 …①+②
据置金額部分のある分割返済の場合 …②+③
据置期間・据置金額部分のある分割返済の場合…①+②+③

①据置期間分

$$\text{貸付金額(円)} \times \text{保証料率(\%)} \times \text{据置期間(月)} \times 1/12$$

②分割返済部分

$$\begin{aligned} & (\text{貸付金額(円)} - \text{据置金額(円)}) \times \text{保証料率(\%)} \\ & \times (\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}) \times \text{係数}^* \times 1/12 \end{aligned}$$

③据置金額部分

$$\text{据置金額(円)} \times \text{保証料率(\%)} \times (\text{保証期間(月)} - \text{据置期間(月)}) \times 1/12$$

※係数

分割回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回以上6回以下	0.7	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.71
13回以上24回以下	0.6	0.66
25回以上	0.55	0.6

保証制度のご案内

主な保証制度

	保証制度	特徴
創業期	鳥取県創業支援資金保証	これから創業される方、創業5年未満の方向け。
	スタートアップ創出促進貸付	これから法人を設立し創業予定の方、設立5年未満の法人は、経営者保証が不要。
	強小プラス（創業）	創業後間もない方でも利用できるカードローン。
拡大期	鳥取県中小企業小口融資保証 鳥取県小規模事業者融資保証	従業員数が20人以下の事業者向け。 （※商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は小口5人以下、小規模10人以下） 県制度の中でも特に低利・低保証料。
	鳥取県新規需要開拓設備資金保証	設備投資やそれに伴う運転・借換資金に、 超長期（20年以内）で幅広く対応。
	強小プラス	業歴1年以上の事業者が利用できるカードローン。 シンプルな利用要件とし、幅広い事業者に対して制度の提供が可能。
	リレーション強化保証	金融機関と連携してタイムリーに資金調達可能。 極度枠や長期設備資金にも柔軟に対応。
	マックスアップ	原則無担保での対応とした貸付専用型の当座貸越。 スピーディかつ反復継続的・安定的に資金調達が可能。
改善期	鳥取県コロナ克服借換特別資金保証	経営改善計画の策定が必要。 超長期（15年以内）での借換に対応。
	事業再生計画実施関連保証 （経営改善・再生支援強化型）	認定支援機関の指導等による計画の策定が必要。 超長期（15年以内）の融資にも対応し、 新型コロナウイルス感染症からの事業再生を支援。
	経営力強化保証	新型コロナウイルス感染症により増加した債務の借換等に対応。 借入後も状況確認を継続し、経営改善に向け伴走して支援。
	エスコート	期日一括型の返済により、毎月の返済額を低く抑えられる。 売上高が減少している方の資金繰りを支援。
	協調支援型特別保証	プロパー融資と協調して資金繰りを支援する制度。 国からの保証料補助制度あり。
	モニタリング強化型特別保証	税理士を始めとする認定経営革新等支援機関との連携により 資金繰りを支援。国からの保証料補助制度あり。
経済変動時	鳥取県地域経済変動対策資金保証	経済変動事由（県指定）により経営に支障が生じている方向け。 低利・低保証料で支援。
事業承継時	鳥取県事業承継支援資金保証	2年以内に事業承継（代表者交代を含む）される方、 事業承継後2年未満の方を対象に有利な条件での 資金調達を可能にし、円滑な事業承継を支援。
その他	事業者選択型経営者保証非提供促進 特別保証（国補助制度）	一定の条件を満たす法人で、信用保証料率の上乗せにより経営 者保証が不要となる保証制度。保証申込日に応じて、上乗せと なる信用保証料の一部を国が補助。

制度の詳細及びその他の制度については、当協会HPをご覧ください。



<https://www.cgc-tottori.or.jp/guarantee>

当協会の主な取り組み

当協会では、中小企業の方々の経営に関する様々な支援に繋げるため、経営相談会の開催や専門家派遣事業等を行っています。また、地域社会の一員として、地域貢献活動にも取り組んできました。その一部について、令和7年度の活動を交えてご紹介します。

合同経営相談会の開催

企業の抱える経営課題の共有及び早期解決に向けた支援に繋げるため、「合同経営相談会」を開催しました。

当協会と鳥取県経営サポートセンター、鳥取県中小企業活性化協議会、鳥取県よろず支援拠点、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業基盤整備機構の計6機関が連携して、参加企業に対し、各機関の強みを活かした効果的なアドバイスをを行いました。

今後も、関係支援機関との連携支援の更なる強化に取り組んでまいります。



金融機関・商工団体との勉強会を実施

金融機関・商工団体との勉強会を計16回開催し、多くの関係機関の方々に参加いただきました。保証制度の活用方法についての説明や、経営支援事例を用いた事例研究を行い、日々の業務での実践力向上を図るとともに、中小企業支援における連携深化に向け、職員間の交流を深めました。

公立鳥取環境大学への講師派遣を実施

地域金融に関する特別講義のなかで、信用保証制度についての説明や当協会の活動内容等をお話させていただき、地域経済の現状について理解を深めていただきました。



県立鳥取商業高校での出前授業を開催

「信用保証協会の業務内容と経営支援事例」をテーマに授業を行いました。

当協会の概要や県内企業の動向、当協会が取り組む経営支援について、業務統計資料や事例を交えて説明し、熱心に聴講いただきました。



ボランティア活動への参加

地域貢献活動の一環として、各種ボランティア活動へ積極的に参加しています。



日本列島クリーン大作戦(賀露みなと海水浴場)活動後



弓ヶ浜・白砂青松そだて隊活動後

SDGsへの取り組み

活動後開発途上国の子どもたちへのワクチン寄贈につながる「エコキャップ収集運動」、「古着deワクチン」を実施しました。

エコキャップ収集運動では約31kgのペットボトルキャップを、古着deワクチンでは30kg入りの袋で6袋分の衣類をそれぞれ回収し、ワクチン寄贈に貢献しました。



広報活動について

当協会では、信用保証について一層のご理解をいただくため、広報活動を実施しています。

ホームページへの情報掲載

当協会の概要や各種保証制度のご案内、経営支援事例などを掲載しています。



LINE公式アカウントによる情報発信

ホームページへの情報掲載に加え、「LINE公式アカウント」を利用した情報発信も行っています。

ご利用に関する案内や、当協会の活動情報等をお知らせしていきますので、ぜひ友だち追加をお願いします！



ノベルティグッズの作成

幅広い皆さまに当協会をより身近に感じていただくきっかけとして、ドリップコーヒーやボールペンなどのノベルティグッズを作成しています。



各種パンフレット等の作成

協会をご利用になられる際の手引きとなる『信用保証ナビ』をはじめ、各種保証制度や経営支援メニュー等を紹介するパンフレットをご用意しております。



<https://www.cgc-tottori.or.jp/publicity>

その他広報物については
当協会HPをご覧ください

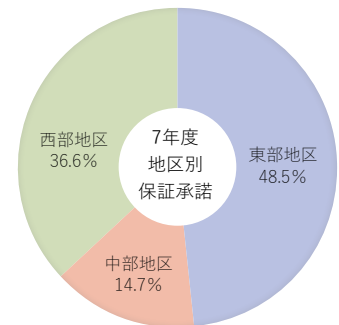
信用保証の動向（四捨五入して1億円未満の場合は0と表記しています また四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります）

保証承諾

地区別

(単位：億円、%)

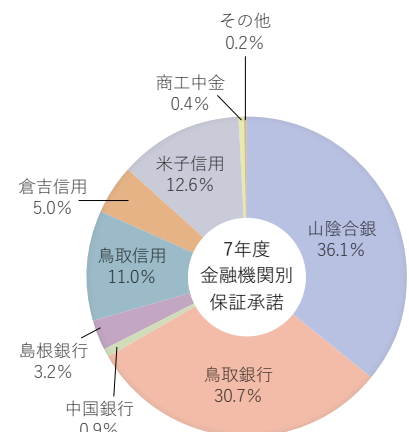
年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
5	305	102.3	117	109.3	38.4	56	116.7	18.4	132	92.3	43.3
6	351	115.1	155	132.5	44.2	62	110.7	17.7	135	102.3	38.5
7	557	158.7	270	174.2	48.5	82	132.3	14.7	204	151.1	36.6



金融機関別

(単位：億円、%)

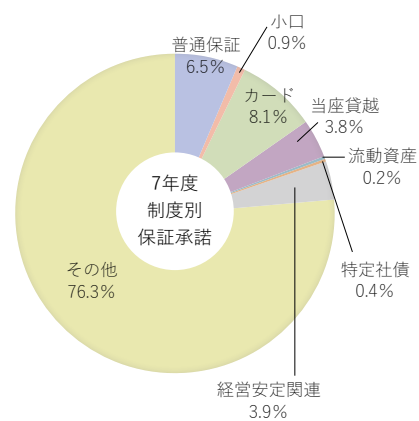
金融機関	年度	5			6			7		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
地方銀行		180	100.6	59.0	214	118.9	61.0	377	176.2	67.7
	山陰合銀	90	103.4	29.5	100	111.1	28.5	201	201.0	36.1
	鳥取銀行	87	96.7	28.5	107	123.0	30.5	171	159.8	30.7
	中国銀行	3	150.0	1.0	7	233.3	2.0	5	71.4	0.9
第二地銀		12	100.0	3.9	23	191.7	6.6	18	78.3	3.2
	島根銀行	12	100.0	3.9	23	191.7	6.6	18	78.3	3.2
信用金庫		111	104.7	36.4	113	101.8	32.2	159	140.7	28.5
	鳥取信用	40	133.3	13.1	44	110.0	12.5	61	138.6	11.0
	倉吉信用	24	109.1	7.9	21	87.5	6.0	28	133.3	5.0
	米子信用	47	87.0	15.4	48	102.1	13.7	70	145.8	12.6
商工中金		1	100.0	0.3	2	200.0	0.6	2	100.0	0.4
その他		0	—	0.0	0	—	0.0	1	—	0.2
合計		305	102.3	100.0	351	115.1	100.0	557	158.7	100.00



保証制度別

(単位：億円、%)

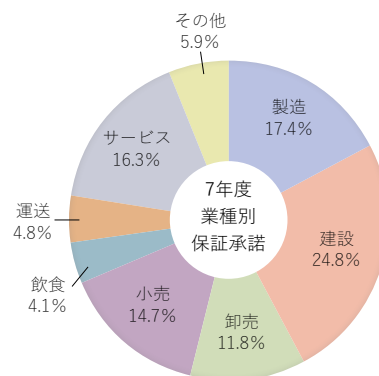
制度 \ 年度	5			6			7		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証	31	129.2	10.2	28	90.3	8.0	36	128.6	6.5
一般保証	31	129.2	10.2	28	90.3	8.0	36	128.6	6.5
制度保証	274	100.0	89.8	323	117.9	92.0	521	161.3	93.5
小口	4	100.0	1.3	3	75.0	0.9	5	166.7	0.9
カード	51	121.4	16.7	40	78.4	11.4	45	112.5	8.1
当座貸越	26	96.3	8.5	22	84.6	6.3	21	95.5	3.8
流動資産	1	100.0	0.3	1	100.0	0.3	1	100.0	0.2
特定社債	3	100.0	1.0	2	66.7	0.6	2	100.0	0.4
経営安定関連	15	38.5	4.9	9	60.0	2.6	22	244.4	3.9
危機関連	0	-	0.0	0	-	0.0	0	-	0.0
その他	174	110.1	57.0	246	141.4	70.1	425	172.8	76.3
合計	305	102.3	100.0	351	115.1	100.0	557	158.7	100.0



業種別

(単位：億円、%)

業種 \ 年度	5			6			7		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造	39	100.0	12.8	45	115.4	12.8	97	215.6	17.4
建設	93	104.5	30.5	97	104.3	27.6	138	142.3	24.8
卸売	26	113.0	8.5	40	153.8	11.4	66	165.0	11.8
小売	47	94.0	15.4	54	114.9	15.4	82	151.9	14.7
飲食	12	80.0	3.9	15	125.0	4.3	23	153.3	4.1
運送	12	100.0	3.9	16	133.3	4.6	27	168.8	4.8
サービス	60	111.1	19.7	61	101.7	17.4	91	149.2	16.3
その他	16	106.7	5.2	23	143.8	6.6	33	143.5	5.9
合計	305	102.3	100.0	351	115.1	100.0	557	158.7	100.0

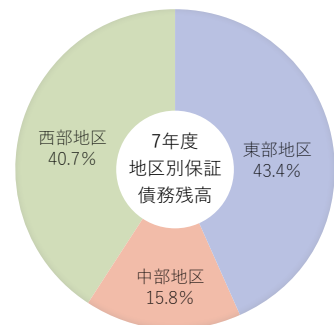


保証債務残高

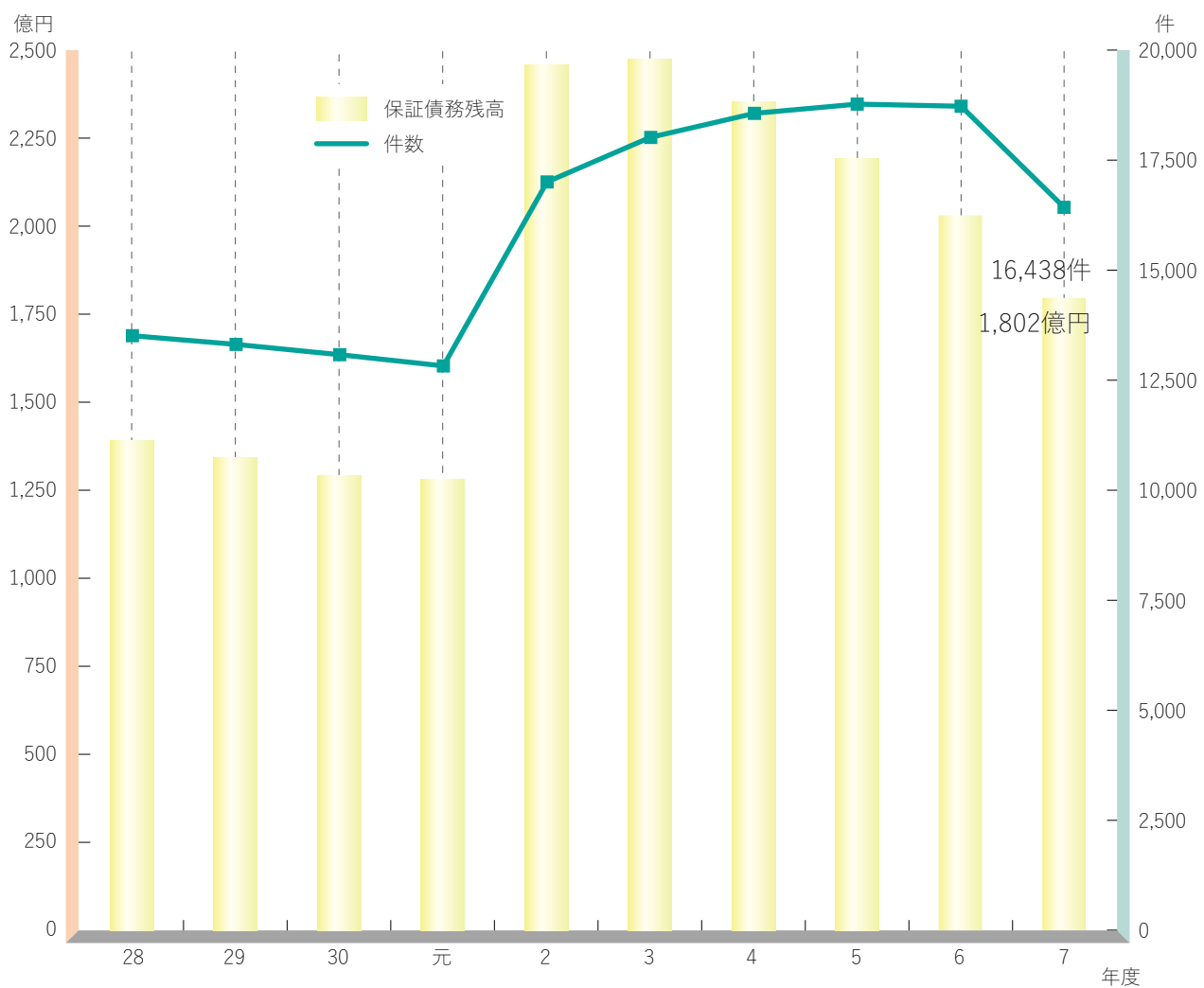
地区別

(単位：億円、%)

年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
5	2,195	93.1	944	90.9	43.0	358	93.5	16.3	893	95.4	40.7
6	2,035	92.7	867	91.8	42.6	329	91.9	16.2	840	94.1	41.3
7	1,802	88.6	782	90.2	43.4	285	86.6	15.8	734	87.4	40.7



最近10年間の保証債務残高の推移

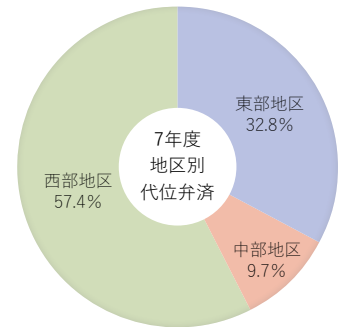


代位弁済

地区別

(単位：百万円、%)

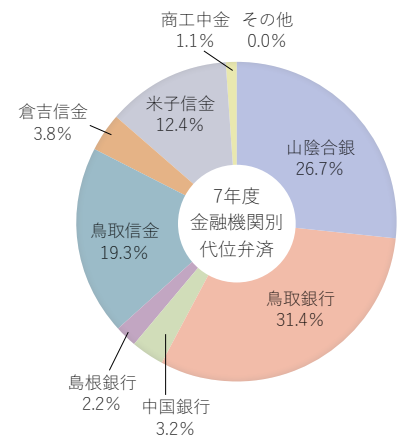
年度	金額	前年度比	東部地区			中部地区			西部地区		
			金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
5	2,430	136.3	1,080	217.7	44.4	354	350.5	14.6	997	84.1	41.0
6	2,504	103.0	1,139	105.5	45.5	615	173.7	24.6	749	75.1	29.9
7	3,109	124.2	1,020	89.6	32.8	303	49.3	9.7	1,786	238.5	57.4



金融機関別

(単位：百万円、%)

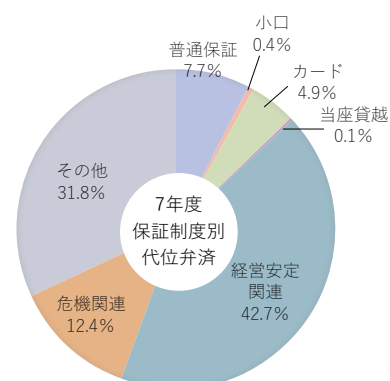
金融機関	年度	5			6			7		
		金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
地方銀行		1,268	112.0	52.2	1,273	100.4	50.9	1,905	149.6	61.3
	山陰合銀	684	98.1	28.1	791	115.6	31.6	829	104.8	26.7
	鳥取銀行	584	134.3	24.0	482	82.5	19.3	976	202.5	31.4
	中国銀行	0	—	0.0	0	—	0.0	100	—	3.2
第二地銀		163	183.1	6.7	251	154.0	10.0	69	27.5	2.2
	島根銀行	163	183.1	6.7	251	154.0	10.0	69	27.5	2.2
信用金庫		939	179.5	38.6	978	104.2	39.1	1,102	112.7	35.4
	鳥取信用	523	637.8	21.5	501	95.8	20.0	599	119.6	19.3
	倉吉信用	126	190.9	5.2	291	231.0	11.6	118	40.5	3.8
	米子信用	290	77.3	11.9	186	64.1	7.4	385	207.0	12.4
商工中金		12	600.0	0.5	1	8.3	0.0	34	3400.0	1.1
その他		48	129.7	2.0	0	0.0	0.0	0	—	0.0
合計		2,430	136.3	100.0	2,504	103.0	100.0	3,109	124.2	100.0



保証制度別

(単位：百万円、%)

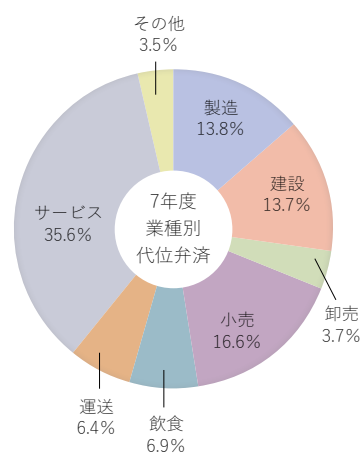
制度 \ 年度	5			6			7		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
普通保証	176	187.2	7.2	168	95.5	6.7	238	141.7	7.7
一般保証	176	187.2	7.2	168	95.5	6.7	238	141.7	7.7
制度保証	2,254	133.5	92.8	2,336	103.6	93.3	2,871	122.9	92.3
小口	14	155.6	0.6	40	285.7	1.6	11	27.5	0.4
カード	142	186.8	5.8	149	104.9	6.0	153	102.7	4.9
当座貸越	7	21.9	0.3	7	100.0	0.3	4	57.1	0.1
経営安定関連	1,210	204.7	49.8	1,126	93.1	45.0	1,327	117.9	42.7
危機関連	145	302.1	6.0	107	73.8	4.3	387	361.7	12.4
その他	736	78.9	30.3	907	123.2	36.2	989	109.0	31.8
合計	2,430	136.3	100.0	2,504	103.0	100.0	3,109	124.2	100.0



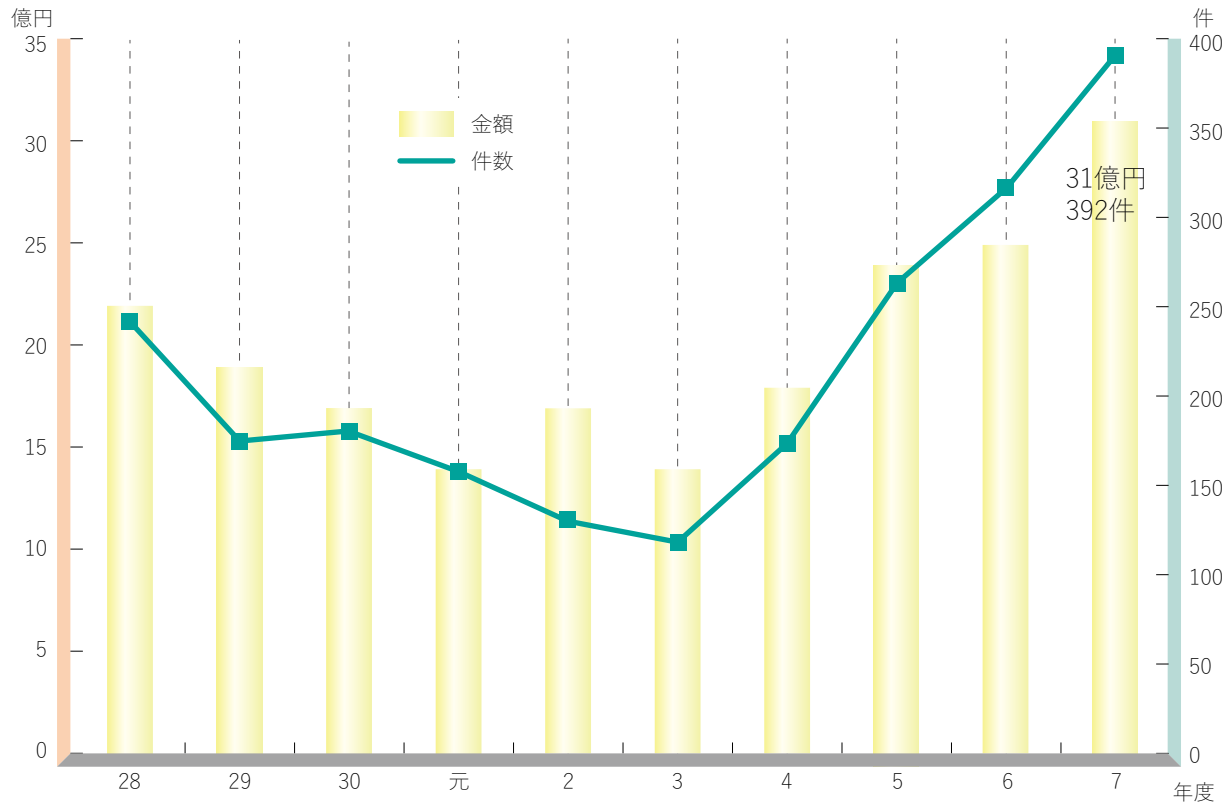
業種別

(単位：百万円、%)

業種 \ 年度	5			6			7		
	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比	金額	前年度比	構成比
製造	180	94.2	7.4	232	128.9	9.3	428	184.5	13.8
建設	738	380.4	30.4	801	108.5	32.0	426	53.2	13.7
卸売	261	122.0	10.7	342	131.0	13.7	114	33.3	3.7
小売	249	185.8	10.2	654	262.7	26.1	515	78.7	16.6
飲食	148	23.7	6.1	218	147.3	8.7	214	98.2	6.9
運送	271	1426.3	11.2	117	43.2	4.7	199	170.1	6.4
サービス	414	190.8	17.0	117	28.3	4.7	1,106	945.3	35.6
その他	169	88.9	7.0	23	13.6	0.9	108	469.6	3.5
合計	2,430	136.3	100.0	2,504	103.0	100.0	3,109	124.2	100.0



最近10年間の代位弁済額と代位弁済件数の推移



市町村別保証承諾・残高・代位弁済

(単位：百万円、%)

市町村	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
鳥取市	1,468	25,635	46.1	6,314	72,088	40.0	130	920	29.6
倉吉市	291	4,175	7.5	1,522	15,662	8.7	18	100	3.2
米子市	908	13,194	23.7	4,792	51,497	28.6	149	1,501	48.3
境港市	231	5,833	10.5	956	13,030	7.2	36	225	7.2
市計	2,898	48,837	87.7	13,584	152,276	84.5	333	2,747	88.4
岩美町	63	593	1.1	255	2,757	1.5	5	11	0.4
若桜町	18	81	0.1	53	352	0.2	—	—	—
智頭町	32	171	0.3	185	1,069	0.6	5	81	2.6
八頭町	73	614	1.1	282	1,959	1.1	5	8	0.3
三朝町	30	620	1.1	128	1,782	1.0	—	—	—
北栄町	83	1,274	2.3	374	4,131	2.3	5	30	1.0
湯梨浜町	58	944	1.7	279	3,155	1.8	17	127	4.1
琴浦町	94	1,112	2.0	417	3,583	2.0	8	45	1.4
日吉津村	19	252	0.5	104	1,224	0.7	3	9	0.3
大山町	52	509	0.9	254	2,572	1.4	2	3	0.1
南部町	26	256	0.5	164	1,050	0.6	1	0	0.0
伯耆町	29	215	0.4	199	2,785	1.5	6	40	1.3
日南町	9	89	0.2	68	549	0.3	—	—	—
日野町	5	26	0.0	50	466	0.3	2	7	0.2
江府町	9	73	0.1	42	449	0.2	—	—	—
町村計	600	6,830	12.3	2,854	27,884	15.5	59	363	11.7
合計	3,498	55,667	100.0	16,438	180,160	100.0	392	3,109	100.0

事業概況

事業方針

令和7年度当初における主な事業の方針は次のとおりでした。

基本方針

当協会は、令和6年度にスタートした中期事業計画の中間年度として、「育てます小さな信用 守ります大きな信用」をパーパスとし、目まぐるしく変化する経営環境の中において、頑張る中小企業の今を支え、ともに明日を拓く頼れるパートナーを目指し、中小企業のライフステージに応じた柔軟性ある金融支援、多様化・複雑化した経営課題に対する重層的な経営・再生支援等、金融機関・関係支援機関・外部専門家とも連携しながら、実効性のある企業支援に全力で取り組みます。

また、これら方針の実施に向けた支援体制を整えるため、業務の健全性の維持・強化、組織の活性化、業務の効率化、社会貢献活動の推進に積極的に取り組んでいきます。

主要課題

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| (1) 中小企業の資金ニーズに対応した金融支援 | (5) 求償権消滅保証等を活用した事業再生支援 |
| (2) 経営者保証に依存しない取り組みの推進 | (6) コンプライアンス意識の向上による健全な業務運営 |
| (3) 経営課題の早期把握による経営支援 | (7) 働き方の多様化や知識・スキル向上による組織の活性化 |
| (4) 金融機関・関係機関との連携支援拡充 | (8) デジタル技術の活用による業務の効率化 |

業績

令和7年度の業務実績は次のとおりでした。

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	対前年比	増減額
保 証 承 諾	55,667	158.5	20,543
保 証 債 務 残 高	180,160	88.5	△ 23,314
保 証 債 務 平 均 残 高	187,511	89.3	△ 22,506
代 位 弁 済	3,109	124.2	605
対債務者回収（元損）	775	109.8	69

①保証承諾

当年度の保証承諾は、3,498件、55,667百万円(対前年比158.5%)と増加しました。

制度別では、県が指定した経済変動事由により経営の安定に支障が生じている事業者の資金需要に対応する「鳥取県地域経済変動対策資金」が23,275百万円(同198.8%)と大幅な増加となりました。

業種別では、建設業13,829百万円(同142.1%)、製造業9,672百万円(同216.6%)、サービス業9,065百万円(同148.4%)、小売業8,200百万円(同151.2%)の利用が顕著でした。

②保証債務残高

期末の保証債務残高は、保証承諾額は増加したものの、債務残高の約5割を占めている新型コロナ関連保証の返済が進んだことにより、180,160百万円(対前年比88.5%)と減少しました。

③代位弁済

当年度の代位弁済は、3,109百万円(対前年比124.2%)と前年を上回り、その内、再生支援関連案件は914百万円(同957.9%)でした。

業種別では、サービス業1,106百万円(同943.3%)、製造業428百万円(同184.2%)などが増加となりました。

④求償権回収

当年度の求償権回収は、不動産売却が進んだことに加え、破産や民事再生事件にかかる配当により大口回収が増加し、775百万円(対前年比109.8%)となりました。

⑤基本財産

当年度収支差額のうち205,281千円を基金準備金に繰り入れたことから、基本財産の総額は13,430,761千円となりました。

(単位：千円)

基 本 財 産	当期末残高	増減額
基 金	4,536,645	0
基 金 準 備 金	8,894,116	205,281
合 計	13,430,761	205,281

収支計算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(単位：千円)

支 出	
科 目	金 額
経常支出	
業務費	695,465
借入金利息	0
信用保険料	869,945
責任共有負担金納付金	116,775
雑支出	26,333
合 計	1,708,519
経常収支差額	589,161
経常外支出	
求償権償却	2,869,924
譲受債権償却	0
雑勘定償却	2,163
有価証券評価損	0
有価証券売却損	0
退職金	161
責任準備金繰入	1,283,058
求償権償却準備金繰入	277,690
その他支出	1,040
合 計	4,434,037
経常外収支差額	△178,880
当期収支差額	410,281
収支差額変動準備金繰入額	205,000
基本財産繰入額	205,281

収 入	
科 目	金 額
経常収入	
保証料	1,259,740
預け金利息	8,503
有価証券利息配当金	250,458
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	6,966
事務補助金	472,192
責任共有負担金	295,152
雑収入	4,670
合 計	2,297,680
経常外収入	
償却求償権回収金	46,086
責任準備金戻入	1,382,982
求償権償却準備金戻入	286,369
求償権補てん金戻入	2,537,512
保険金	2,329,622
損失補償補てん金	207,889
有価証券評価益	0
有価証券売却益	1,500
補助金	0
その他収入	707
合 計	4,255,157
収支差額変動準備金取崩額	0

- (注)1.責任準備金、求償権償却準備金、退職給与引当金については、それぞれ業務方法書に定められた金額を100%計上しています。
- 2.四捨五入の関係で各項目の合計は一致しない場合があります。

貸借対照表

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

借 方	
科 目	金 額
現金	0
預け金	3,447,435
金銭信託	0
有価証券	16,059,150
動産・不動産	303,175
損失保証金見返	0
保証債務見返	180,159,578
求償権	781,355
譲受債権	0
雑勘定	816,075
仮払金	293,641
保証金	0
厚生基金	86,731
連合会勘定	7,053
未収利息	51,231
有価証券未収入金	0
未経過保険料	377,419
合 計	201,566,767

貸 方	
科 目	金 額
基本財産	13,430,761
基金	4,536,645
基金準備金	8,894,116
制度改革促進基金	0
収支差額変動準備金	5,177,504
その他有価証券評価差額金	△1,906,923
責任準備金	1,283,058
求償権償却準備金	277,690
退職給与引当金	441,975
損失補償金	0
保証債務	180,159,578
求償権補てん金	0
借入金	0
雑勘定	2,703,124
仮受金	36,356
保険納付金	29,187
損失補償納付金	4,860
未経過保証料	2,631,557
未払保険料	1,164
未払費用	0
有価証券未払金	0
合 計	201,566,767

財産目録

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
現金	0
預け金	3,447,435
金銭信託	0
有価証券	16,059,150
動産・不動産	303,175
損失補償金見返	0
保証債務見返	180,159,578
譲受債権	0
求償権	781,355
雑勘定	816,075
合 計	201,566,767

科 目	金 額
その他有価証券評価差額金	△1,906,923
責任準備金	1,283,058
求償権償却準備金	277,690
退職給与引当金	441,975
損失補償金	0
保証債務	180,159,578
求償権補てん金	0
借入金	0
雑勘定	2,703,124
合 計	182,958,502
正味財産	18,608,265

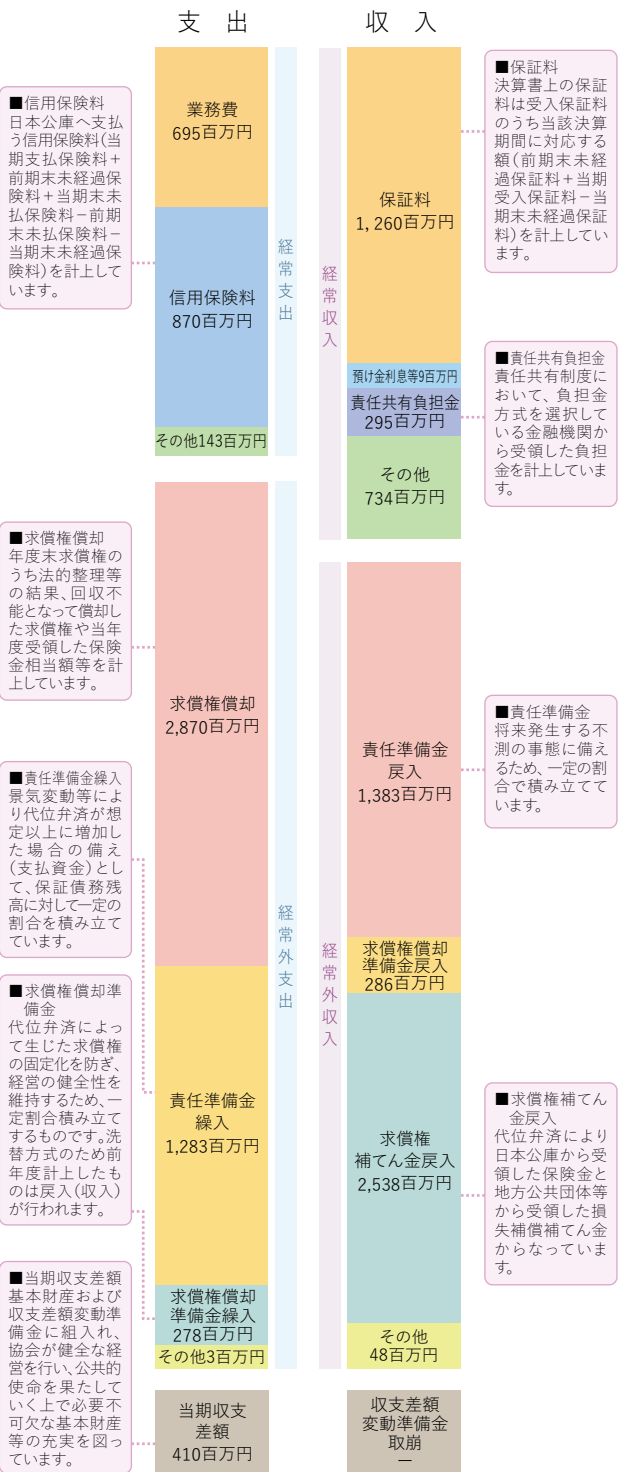
基本財産

(単位：千円)

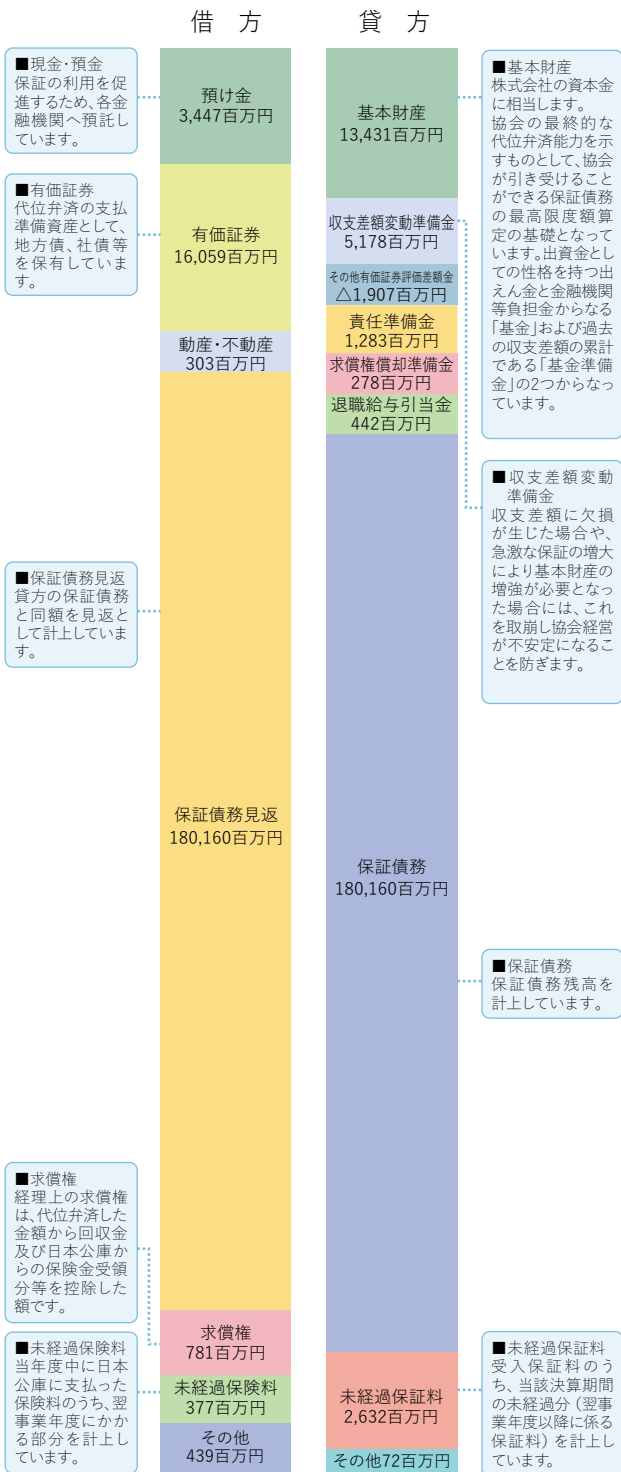
区 分	前 期 末	当期中増加額	当 期 末
基金	4,536,645	0	4,536,645
基金準備金	8,688,835	205,281	8,894,116
合 計	13,225,480	205,281	13,430,761

- (注) 1. 基本財産は会社の資本金に当るもので、経営基盤の安定を図るために増強を図っていく必要があります。
 2. 保証協会が保証できる最高限度額は、基本財産の42.8倍までと定められており、今後の保証申込に応じるためにも基本財産の増強が不可欠です。
 3. 保証債務限度額＝基本財産13,430,761千円×42.8＝574,836百万円

収支計算書の用語説明



貸借対照表の用語説明



「中期事業計画」「年度経営計画」

計画の策定について

当協会では、公的保証機関としての社会的責任を果たすためには、保証協会自身の経営実態や経営方針を明確にし、中小企業者や金融機関、更には国民の皆さまに対して説明責任を果たしていくことが必要であると考えています。

そこで、信用保証協会として運営規律の強化を図り、経営の透明性の向上を実現し、説明責任を果たすために、今後、以下の計画を策定し公表することとしました。また、計画については、第三者機関による評価も行い、その結果についても公表することとしています。

中期事業計画…向こう3ヵ年の業務運営における基本方針と年度毎の取組方針、主要事業における事業計画を記載する。

年度経営計画…中期事業計画を受けて、単年度における経営方針・重点課題・財務計画を記載する。

第7次中期事業計画（令和6年度～令和8年度）

当協会は、パーパスを「育てます小さな信用 守ります大きな信用」と制定し、令和6年度からスタートする3ヵ年の中期事業計画を策定しました。

中小企業の経営環境が目まぐるしく変化していく中で、頑張る中小企業の今を支え、ともに明日を拓く頼れるパートナーを目指し、3つの柱を基本方針として実行性のある企業支援に全力で取り組みます。

I 中小企業の創造的なニーズ等を含めライフステージに対応した柔軟性ある金融支援を実施します。

中小企業の経営環境の変化等による様々な資金ニーズに対応すべく、地方公共団体等と連携して適切な金融支援を行い、各ライフステージで求められる資金を供給することで経営の改善発達に寄与する保証支援を推進します。また、支援の実効性を高めるため金融機関・関係支援機関との連携の深化を図ります。

経営者保証に依存しない融資慣行の促進のため、経営者保証を不要とする保証を積極的に取り組みます。

II 仲介機能を発揮しつつ、創業から成長及び再生、再チャレンジなどそれぞれのステージで経営、再生支援を実施します。

中小企業の複雑、多様化した経営課題に対し多面的な手法により解決策を提供し解決を図り、ともに明日を拓く頼れるパートナーとして伴走型の経営支援に全力で取り組みます。また、ハブ機能を発揮し創業期から再生期にわたる各ライフステージにおいて金融機関・関係支援機関と連携した経営、再生支援に努めます。

令和6年度から開始する経営支援に係る効果測定を活かし、測定数値とアンケート結果に基づき経営支援施策を工夫・改善し支援を実施します。

III パーパスを起点とした効率的かつ効果的な業務運営と経営基盤の強化を実践します。

中小企業や金融機関等から信頼され必要とされる存在であり続け、地域経済の発展に貢献していくためには、土台である経営基盤をさらに強化していく必要があります。

当協会は、その実現に向け、コンプライアンスの徹底による業務の健全性の確保、社会貢献活動の推進、組織の活性化、利便性の向上等に引き続き取り組んでいきます。

令和8年度経営計画

1. 業務環境

(1) 鳥取県の景気動向

足元の県内経済状況を見ますと、個人消費は、長引く物価高の影響により持ち直しの動きに足踏みが見られます。投資活動においては、住宅投資が低迷しているものの公共投資は底堅く推移し、更新や省力化を目的とした企業の設備投資も増加しており、持ち直しの動きにあります。一方、生産活動においては、人手不足や不安定な海外情勢が影響し、足踏みの状況にあります。さらに、雇用情勢においても、人口減少に伴い有効求人倍率は全国平均を上回るなど人手不足は恒常化しており、企業にとっては困難な状況が続いています。

(2) 中小企業を取り巻く環境

依然として原材料や資源価格の高騰及び物価高、人手不足といった課題は恒常化しており、加えて、賃上げと価格転嫁の両立や生産性の向上、金利上昇に伴う金融環境の変化など中小企業者の課題は山積しており、厳しい状況に直面しています。

この様な状況下、コロナ禍において増加した過剰債務の解消遅れや事業承継問題等もあり、倒産・廃業件数は増加傾向にあります。

こうした外部環境の変化や産業構造の変化、経営資源の制約等の課題を乗り越え、地域経済が持続的発展するためには、成長に向けた投資拡大や生産性向上を伴う中小企業者の成長戦略が不可欠となります。具体的には、品質向上やサービス改善により適正な利益を確保する価格転嫁実現のための価格交渉や持続的な賃上げの実施、生産性向上を図るための設備投資やDX化、働き方改革による人材確保・育成の取り組みなどが挙げられます。

2. 業務運営方針

当協会は中小企業の経営環境が目まぐるしく変化していく中で、頑張る中小企業の今を支え、ともに明日を拓く頼れるパートナーを目指し、3つの柱を基本方針として実行性のある企業支援に全力で取り組みます。

- I 中小企業の創造的なニーズ等を含めライフステージに対応した柔軟性ある金融支援を実施します。
- II 仲介機能を発揮しつつ、創業から成長及び再生、再チャレンジなどそれぞれのステージで経営、再生支援を実施します。
- III パーパスを起点とした効率的かつ効果的な業務運営と経営基盤の強化を実践します。

本年度は中期事業計画(令和6年度～令和8年度)の最終年度として、パーパスである「育てます小さな信用 守ります大きな信用」の実現に向けて、より一層お客さまとの信頼関係を深め、経営の安定と成長をサポートすることにより地域経済の活力ある発展に貢献します。

(1) 中小企業の資金ニーズに対応した金融支援

中小企業に対する円滑な資金調達支援を行うため、中小企業の経営状況を積極的かつ的確に把握して、迅速に最適な信用保証を提供します。また、借換え、リスケジュールの要請については、柔軟な対応を継続して実施します。

(2) 中小企業のライフステージに応じた金融支援

中小企業の経営の改善発達に関する取り組みを後押しするため、事業計画等を適切に評価し、創業期や成長期、再生期等の各ライフステージに応じた最適な金融支援を行います。

(3) 金融機関・関係支援機関等との連携の深化

金融機関・関係支援機関・土業等との勉強会・情報交換等を拡充し、より連携の深化を図ります。その上で、最適な保証制度を活用し、事業者のニーズや経営課題に対して効果的な金融支援を連携して実施します。

(4) 経営者保証に依存しない取り組みの促進

「事業者選択型経営者保証非提供制度」等を活用することにより、経営者保証に依存しない取り組みを積極的に推進し、中小企業の事業展開を後押しします。

(5) 経営課題、経営状況の早期把握

予兆管理の視点も踏まえ、重点的に支援を行う中小企業を特定したうえで、主体的に面談やフォローアップを行い、経営課題や経営状況の正確な把握に努め、より早期の経営改善や事業再生、円滑な事業承継等に向けた取り組みを後押しします。

(6) 経営課題、経営状況に応じた経営支援の実施

面談やフォローアップ、金融機関ヒアリング等により把握した経営課題に応じて、メソッドアドバイザー派遣制度等を活用した効果的な経営支援を実施します。

(7) 関係支援機関との連携支援の強化

とっとり企業支援ネットワークの活用等により、金融機関、商工団体、鳥取県中小企業活性化協議会、鳥取県経営再生サポートセンター、鳥取県よろず支援拠点、鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター等の関係支援機関や土業と早期から密接に連携、情報共有を図り、中小企業の多様化・複雑化する経営課題の解決に向けた支援に取り組みます。

(8) 経営支援に関する効果測定の実施

より効果的な経営支援を実施していくため、経営支援の取り組みに関する定量的な効果検証と検証結果を活かした経営支援施策のブラッシュアップを継続して行います。

(9) 健全な業務運営

コンプライアンス・プログラムの着実な実施と浸透状況の検証を踏まえ、コンプライアンス意識の定着を図り、健全な業務運営に努めます。

(10) 組織の活性化

職員が仕事と生活の調和を図りながら個々の持つ能力を発揮し、働きがいを感じられる組織づくりに取り組みます。また、効果的な職員採用活動や研修の実施により、中小企業の実情に応じた伴走型の経営支援等を行う人材の育成に努めます。

(11) 業務効率化

職員が経営支援活動等に専念できるよう各種事務処理のデジタル化を推進し、業務の効率化や中小企業の利便性向上に取り組めます。

(12) 地域社会への貢献

CSR活動およびSDGsの取り組みを継続するとともに、業務内容を周知する広報活動にも努め、地域社会への貢献と認知度の向上を図ります。

3. 事業計画

項 目	金 額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保 証 承 諾	430億円	107.5%	82.8%
保 証 債 務 残 高	1,623億円	103.1%	91.4%
代 位 弁 済	35億円	87.5%	112.5%
回 収	5.1億円	102.0%	72.5%

個人情報保護への取り組みについて

鳥取県信用保証協会では、信用保証をご利用頂く中小企業者の皆さまの個人情報を取り扱う事業者として、個人情報保護法を始めとする関係法令を遵守し、個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報保護宣言を始めとする各種ポリシーを定め、各種規程等を整備しています。

併せて、諸規程が遵守されるよう内部研修等を徹底し、全役職員が個人情報保護法の趣旨を理解し、保有している情報が適正に管理・運用されるよう努めてまいります。

さらに、開示・訂正のご請求や、寄せられた苦情等に対して適切に対応し、公的保証機関として皆さまの信頼を損ねることのないよう、万全の体制をとることとしています。

個人情報保護宣言

鳥取県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客さまの個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客さまの個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客さまの個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客さまの個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。

- ・取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客さまの個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客さまの同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客さまの個人データ(当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的の安全管理措置を継続的に見直し、お客さまの個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客さまの個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客さまは、当協会が保有するお客さまご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口にて備え置きしてある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にて持参(または郵送)ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては、郵送希望の場合のみ郵便料金実費(1件の申請につき500円)をご負担いただきます。(切手納付可)

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客さまからの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

■鳥取県信用保証協会 鳥取営業所	0857-26-6631	〒680-0031	鳥取市本町3丁目201番地
■鳥取県信用保証協会 倉吉営業所	0858-22-6103	〒682-0887	倉吉市明治町1037番地11
■鳥取県信用保証協会 米子営業所	0859-34-3535	〒683-0823	米子市加茂町2丁目204番地

以上

コンプライアンス体制について／反社会的勢力排除宣言

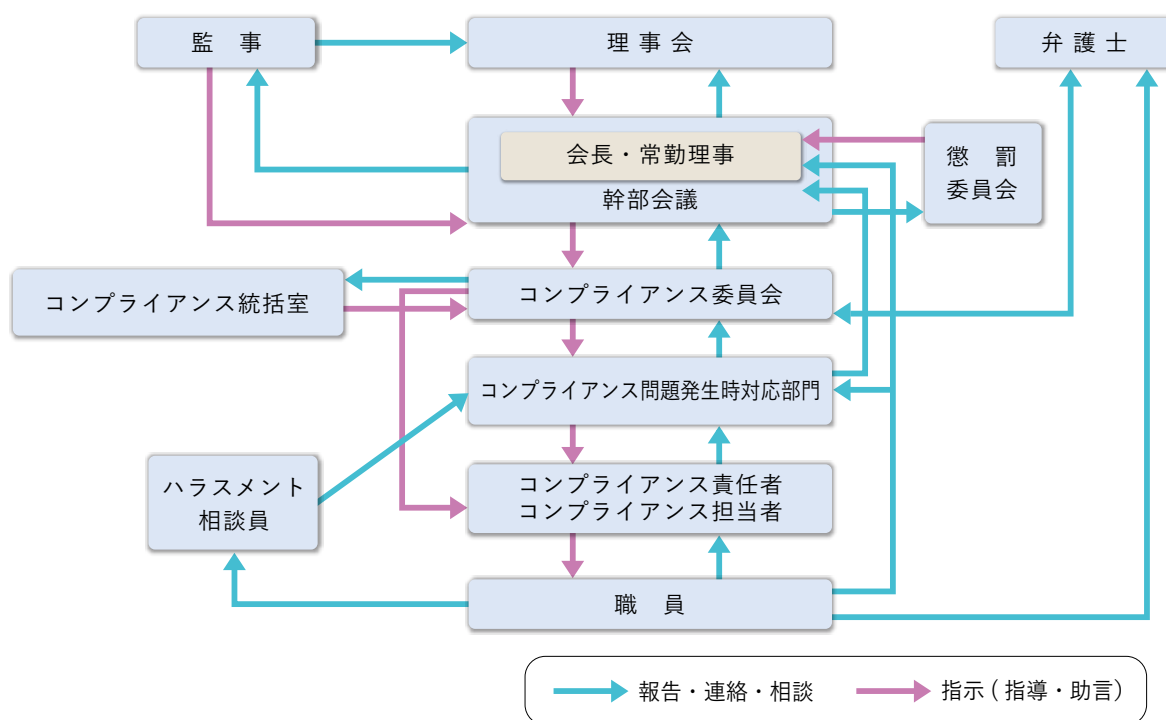
鳥取県信用保証協会では、公共性と社会的使命の重要性に鑑み、業務を遂行する役職員は、公正な行動規範にそった業務の遂行により、社会的信頼を高めていくとともに、健全な協会運営に努めてまいります。

また、コンプライアンスプログラムの反復的な実施により、発生した問題の検証と実施した改善策に対する評価を行うとともに、潜在リスクの洗い出しによる事務リスクの最小化に努めてまいります。

1. 基本姿勢

- ・ 経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信用保証協会としての信頼性の確立を図ります。
- ・ 中小企業者の方に対する真に必要な信用保証を創造し、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスを提供します。
- ・ 信用保証協会法を始めとする関係法令、協会内規等を正しく遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正な事業活動を遂行します。
- ・ 社会の安全・秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、厳にこれを排除し、信用保証の悪質利用を阻止します。
- ・ 広く地域住民とのコミュニケーションを図り、地域社会への貢献に努めます。

2. 基本体制図



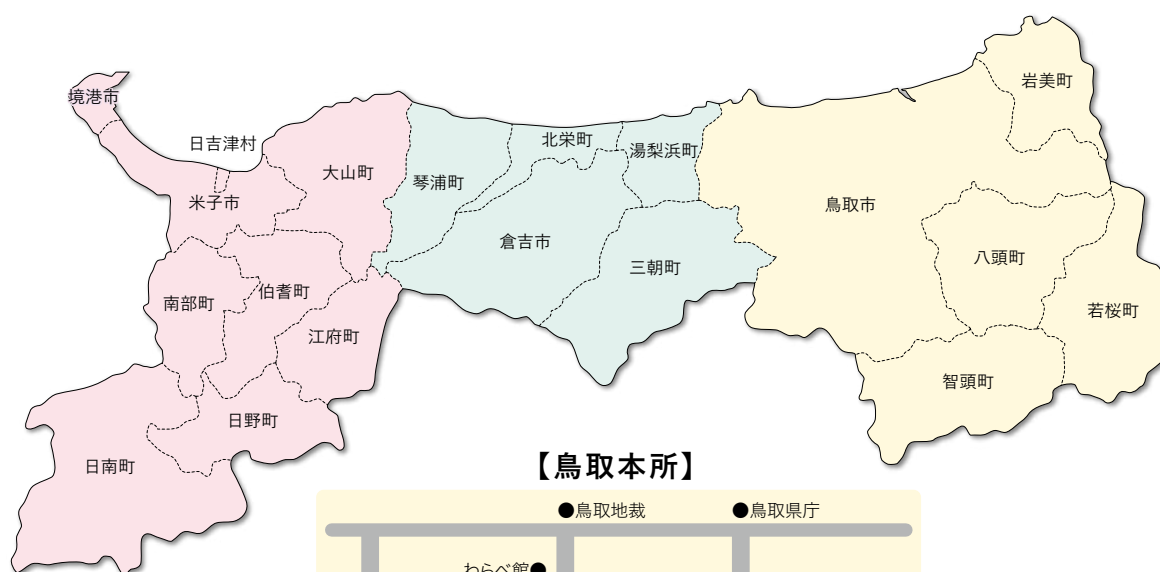
反社会的勢力排除宣言

鳥取県信用保証協会は、反社会的勢力者等の保証協会の不正に利用しようとする者に対し、一切関係を持たず、地域社会から信頼される組織であり続けるために、次の5項目を宣言いたします。

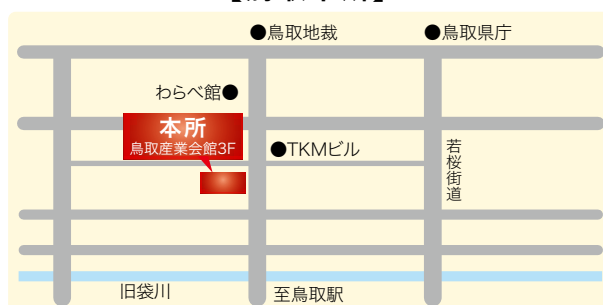
1. 当協会は、組織全体で反社会的勢力者等の不正利用者に対応します。
2. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求に備えて、常時、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。
3. 当協会は反社会的勢力者等不正利用者の関係を一切遮断し、不当要求に対しては、民事と刑事の両面から対応します。
4. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者の不当要求が、業務遂行上の不祥事や協会職員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽いたしません。
5. 当協会は、反社会的勢力者等不正利用者に対する信用保証は一切行いません。

担当区域と事務所位置略図

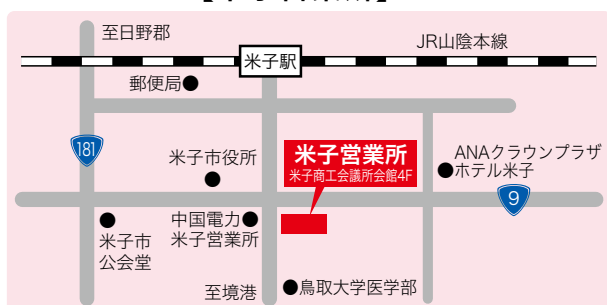
担当部署		郵便番号	住 所	TEL	FAX	担当区域
コンプライアンス統括室		680-0031	鳥取市本町3丁目201番地 (鳥取産業会館 3 階)	0857-26-6632	0857-26-6924	—
総 務 部						県内全域
	総 務 企 画 課			0857-26-6631	0857-27-5149	
業務統括部						
	企業支援統括課					
	再 生 支 援 ・ 管 理 統 括 課					
業務支援部						
	業 務 支 援 室					
	デ ジ タ ル 業 務 支 援 室					
鳥取営業所		680-0031	鳥取市本町3丁目201番地 (鳥取産業会館 3 階)	0857-26-6631	0857-27-5149	鳥取市 岩美郡 八頭郡
	企 業 支 援 課					
	管 理 課					
倉吉営業所		682-0887	倉吉市明治町1037番地11 (倉吉商工会議所会館1階)	0858-22-6103	0858-22-7351	倉吉市 東伯郡
米子営業所		683-0823	米子市加茂町2丁目204番地 (米子商工会議所会館4階)	0859-34-3535	0859-34-2877	米子市、境港市 西伯郡、日野郡
	企 業 支 援 課					
	管 理 課					



【鳥取本所】



【米子営業所】



【倉吉営業所】



TOTTORI GUARANTEE
REPORT 2026



鳥取県信用保証協会はガイナレ鳥取を
応援しています。

<https://www.cgc-tottori.or.jp>



友だち追加
お願いします！

